

Q 7. 本人が宗教団体に対して寄附した財産を取り戻そうとしない場合でも、家族が、本人が寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

自分の財産をどのように使うかは、原則として個人の自由ですが（財産権（憲法第 29 条第 1 項）、自己決定権（憲法第 13 条））、次のような場合には、例外的に、家族等の第三者が本人のした寄附を取り消して、財産の返還を求めることができます。

家族等の第三者が、本人に対して、寄附する前の原因に基づいて生じた具体的な債権を有している場合、寄附をした本人に資力がなく（寄附によって資力がなくなる場合を含みます。）、かつ、寄附をした本人がその第三者を害すること（例えば、養育費を支払えなくなること）を知って寄附をしたときは、その寄附を取り消して、寄附を受けた宗教団体に対して財産を返還するよう求めることができます（民法第 424 条）。本人に対する家族等の債権としては、例えば婚姻費用や養育費、子の扶養を受ける権利等が考えられますが、協議（当事者間の合意）、調停又は審判によって具体的分担額が定まっていることが必要です。なお、寄附を受けた宗教団体が寄附の時に家族等を害することを知らなかったときは、取消しを求めることはできません。

また、本人に対する家族等の債権が具体的に発生し、既に支払わなければならない状態になっている場合、資力のない本人が宗教団体に寄附の取消しや財産の返還を求めることができるのにそうしないときには、家族等が本人に代わって寄附を取り消した上（Q 2、Q 3 参照）、本人に代わって財産の返還を求めることができると考えられます（債権者代位権）（民法第 423 条）。

これらに加えて、①宗教団体に唆されて、本人が家族等の財産を無断で寄附した場合や、②宗教団体が本人に寄附をさせたことによって、家族が本人から扶養を受ける利益が違法に侵害された場合など、宗教団体が不法行為によって家族自身の権利を侵害したと評価されるときには、家族等は宗教団体に対して損害賠償を請求することができます。

また、新しく成立した不当寄附勧誘防止法では、家族らの被害救済に資するため、民法の債権者代位権が活用しやすくなりました。具体的には、債権者代位権を行使するためには、民法上、債権が具体的に発生し、既に支払わなければならない状態になっている必要がありますが（民法第 423 条第 2 項本文）、本人が行った寄附が不当寄附勧誘防止法や消費者契約法の規定により取消しの対象となるのにそうしないときは、その家族が本人の扶養義務（婚姻費用、養育費など）等の定期金債権のうち、将来支払わなければならない部分を保全するため、本人

に代わって寄附を取り消した上で、本人に代わって財産の返還を請求することができるようになりました（寄附をした個人が無資力である場合に限る。）。